

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00357968/index.html">http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00357968/index.html</a>

執行機関名

学資の貸与に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	佐賀県育英資金貸与条例による育英資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第5の項 佐賀県育英資金貸与条例(昭和36年佐賀県条例第9号)第2条の規定による育英資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年六月十八日法律第九十四号)第3条	佐賀県育英資金貸与条例(昭和36年条例第9号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、 <u>教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)</u> の修学の援助を行い、 <u>大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)</u> が <u>学生等</u> に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、 <u>留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)</u> の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ <u>学生等</u> に対する適切な <u>修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。</u>	第1条 この条例は、向学心に富み、有能な素質を有する <u>生徒</u> であって、経済的理由により修学が困難なもの及び海外留学を行うものに対し <u>育英資金を貸与して、将来有為の<u>人材を育成</u>することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		佐賀県育英資金貸与条例 佐賀県育英資金貸与条例施行規則